

# 八王子市私立学校等結核予防費補助金交付要綱

## 第1条（通 則）

私立学校等結核予防費補助事業の予防費補助金については、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2条（目 的）

この要綱は、結核患者の早期発見と患者発生防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定によって、八王子市内に設置されている学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支払った者（設置者）に対して法第60条第1項に基づき、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付することにより、設置者の負担を軽減し、もって市民の健康の増進を図ることを目的とする。

## 第3条（定 義）

この要綱において「学校」、「施設」とは、次のとおりとする。

- (1) 「学校」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年12月28日政令第420号。）第12条第1項第2号に規定された大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）で、国、都道府県及び市町村の設置する学校でないものをいう。（八王子市内に設置された施設に限る。）
- (2) 「施設」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設で、国、都道府県及び市区町村が設置する施設でないものをいう。（八王子市内に設置された施設に限る。）

## 第4条（補助の対象となる費用支弁者）

補助の対象となる費用支弁者は、法第58条の3により費用を支弁した学校又は施設の設置者とする。

## 第5条（補助の対象となる費用）

補助の対象となる費用は、次のとおりとする。

- (1) 法第53条の2第1項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用（別表2）

## 第6条（補助金交付額の算定方法）

次に掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1で定める補助基準単価により算定した額
- (2) 別表2で定める補助対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

## 第7条（補助の対象となる実施人員）

補助の対象となる実施人員は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に定めた方法により定期健康診断を実施した人員で、次に掲げる者とする。

- （1）第3条1号に規定する学校に当該年度に入学した学生又は生徒。（年齢は問わないものとする。）
- （2）第3条2号に規定する施設に入所している者で、当該年度に65歳以上の者（検診時64歳のもので当該年度において65歳になるものも含む）

## 第8条（補助金の交付の申請）

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八王子市の指示に従い、結核予防費補助金交付申請書（第1号様式）に以下の書類を添付して、八王子市長（以下「市長」という。）の指定する日までに提出しなければならない。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）支出予定額調書（第3号様式）
- （3）基準算定額内訳書（第4号様式）
- （4）支出予定額内訳書（5号様式）
- （5）予算書抄本（第6号様式）
- （6）申請内容確認票（第7号様式）

## 第9条（申請内容の変更）

申請者は、交付決定後の変更により、検診実績の補助対象額が、当初申請額（第1号様式によるもの）を上回った場合は、変更交付申請書（第8号様式）を市長の指定する日までに提出しなければならない。

2 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、結核予防費補助金事業（中止・廃止）承認申請書（第9号様式）を提出しなければならない。

## 第10条（補助金の交付の決定）

市長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、事業内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、補助金の交付の決定をすることができるものとする。

## 第11条（補助金の交付の決定の通知）

市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付決定通知書（第10号様式）によって申請者に通知するものとする。

## 第12条（実績報告）

補助事業者（第11条の規定により交付の決定を受けた者をいう。）は、補助金に係る事業の実績に関し、事業に要した費用を支弁した日から1か月以内（ただし当該年度の3月31日まで）又は毎年度市長が定める提出期限までに、結核予防費事業実績報告書（第11号様式）に以下の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 支出済額調書（第 12 号様式）
- (2) 基準算定額実績内訳書(実績)（第 13 号様式）
- (3) 支出額内訳書（第 14 号様式）
- (4) 補助対象結核健康診断実施件数内訳書（第 15 号様式）
- (5) 決算(見込)書抄本（第 16 号様式）

#### 第 13 条（補助金の額の確定）

市長は、前条の実績報告を受けた場合、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し交付額確定通知書(第 17号様式)によって補助事業者に通知する。

#### 第 14 条（補助金の請求）

補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、所定の期日までに交付請求書(第 18 号様式)により、補助金を市長に請求しなければならない。

#### 第 15 条（補助金の交付時期）

市長は、前条の規定による請求後、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 第 16 条（交付条件）

この補助金の交付条件は別紙のとおりとする。

#### 第 17 条（補助金の交付）

この補助金の交付の方法は事業が完了したのち確定払いとする。

#### 第 18 条（事業の見直し）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の本事業に関する制度改正があるときは、事業内容を見直すものとする。

#### 第 19 条（補則）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から適用する。

(別表1)

補助基準単価

医療機関実施分	
事項区分	基準単価
1 間接撮影 (レンズカメラ)	454円
2 間接撮影 (70mm ミラーカメラ)	478円
3 間接撮影 (100mm ミラーカメラ)	505円

※なお、算定基準単価は各年度の「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」における健康診断等に係る基準単価とする。

(別表2)

補助対象経費

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断(設置者及び事業者として学校又は施設が職員に対して行う健康診断を除く。)のために要した経費

1 報酬	学校医(学校医として発令している医師)
2 賃金	医師(校医を除く。)、看護師、診療放射線技師等を雇った場合の経費
3 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費
4 役務費	通信運搬費、手数料
5 委託料	
6 使用料及賃借料	